13　令第十八条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

14　令第十八条第十六号の経済産業省令で定める電気便座は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

15　令第十八条第十七号の経済産業省令で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

16　令第十八条第十八号の経済産業省令で定める変圧器は、次に掲げるものとする。

一～九　［略］

17　令第十八条第十九号の経済産業省令で定めるジャー炊飯器は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

18　令第十八条第二十号の経済産業省令で定める電子レンジは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

19　令第十八条第二十一号の経済産業省令で定めるディー・ブイ・ディー・レコーダーは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

20　令第十八条第二十二号の経済産業省令で定めるルーティング機器は、次に掲げるものとする。

一～十　［略］

21　令第十八条第二十三号の経済産業省令で定めるスイッチング機器は、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

22　令第十八条第二十四号の経済産業省令で定める複合機は、次に掲げるものとする。

一～七　［略］

13　令第十五条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

14　令第十五条第十六号の経済産業省令で定める電気便座は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

15　令第十五条第十七号の経済産業省令で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

16　令第十五条第十八号の経済産業省令で定める変圧器は、次に掲げるものとする。

一～九　［略］

17　令第十五条第十九号の経済産業省令で定めるジャー炊飯器は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

18　令第十五条第二十号の経済産業省令で定める電子レンジは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

19　令第十五条第二十一号の経済産業省令で定めるディー・ブイ・ディー・レコーダーは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

20　令第十五条第二十二号の経済産業省令で定めるルーティング機器は、次に掲げるものとする。

一～十　［略］

21　令第十五条第二十三号の経済産業省令で定めるスイッチング機器は、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

22　令第十五条第二十四号の経済産業省令で定める複合機は、次に掲げるものとする。

一～七　［略］

23　令第十八条第二十五号の経済産業省令で定めるプリンターは、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

24　令第十八条第二十六号の経済産業省令で定める電気温水機器は、業務の用に供するために製造されたものとする。

25　令第十八条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第百四十七条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないもの

三～十二　［略］

26　令第十八条第二十八号の経済産業省令で定めるエル・イー・ディー・ランプは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

27　令第十八条第二十九号の経済産業省令で定めるショーケースは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

（エネルギー消費効率）

第九十三条　法第百四十七条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第五の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

（特定熱損失防止建築材料の適用除外）

第九十四条　令第二十一条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

2　令第二十一条第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

23　令第十五条第二十五号の経済産業省令で定めるプリンターは、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

24　令第十五条第二十六号の経済産業省令で定める電気温水機器は、業務の用に供するために製造されたものとする。

25　令第十五条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第八十条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないもの

三～十二　［略］

26　令第十五条第二十八号の経済産業省令で定めるエル・イー・ディー・ランプは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

27　令第十五条第二十九号の経済産業省令で定めるショーケースは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

（エネルギー消費効率）

第四十九条　法第八十条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第五の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

（特定熱損失防止建築材料の適用除外）

第四十九条の二　令第十八条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

2　令第十八条第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］